二　電磁的方法　電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、次に掲げるものをいう。

イ　電子情報処理組織を使用する方法のうち送信者等（送信者又は当該送信者との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを受信者若しくは当該送信者の用に供する者をいう。）の使用に係る電子計算機と受信者等（受信者又は当該受信者との契約により受信者ファイル（専ら当該受信者の用に供せられるファイルをいう。以下この号において同じ。）を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。イにおいて同じ。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じてその提供すべき届出書等記載事項に係る情報（ロ及び次号において「届出書等記載情報」という。）及び次に掲げる事項の区分に応じそれぞれ次に定める情報又は電磁的記録（ロにおいて「添付書類記載情報」という。）を併せて送信し、受信者等の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイルに記録する方法

(1)　届出書等提出者作成添付書類記載事項（第三項又は第四項に規定する添付書類に記載すべきものとされている事項をいう。(1)において同じ。）　当該届出書等提出者作成添付書類記載事項に係る情報

(2)　第三者作成添付書類記載事項　当該第三者作成添付書類記載事項が記載された書類をスキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により作成した電磁的記録（これらの方法により国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条第二項各号に掲げる要件を満たすように読み取り、又は作成したものに限る。）

ロ　光ディスク、磁気ディスクその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製する受信者ファイルに届出書等記載情報及び添付書類記載情報を記録したものを交付する方法

三　氏名又は名称を明らかにする措置　次に掲げる措置をいう。

イ　第一項又は第二項の規定により電磁的方法により届出書等記載事項の提供をしようとする届出書等提出者又は同項の非居住者若しくは外国法人が届出書等記載情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を当該届出書等記載情報と併せて第一項の源泉徴収義務者等又は第二項の対価の支払者に送信すること。

ロ　第一項又は第二項の規定により電磁的方法により届出書等記載事項の提供をしようとする届出書等提出者又は同項の非居住者若しくは外国法人が、第一項の源泉徴収義務者等又は第二項の対価の支払者から通知を受けた識別符号（当該届出書等提出者又は当該非居住者若しくは外国法人を他の者と区別して識別するための符号をいう。）及び暗証符号を用いて、当該源泉徴収義務者等又は当該対価の支払者に届出書等記載情報を送信すること。

ハ　第一項又は第二項の規定により届出書等記載事項の提供をしようとする届出書等提出者又は同項の非居住者若しくは外国法人が、その提供の際、第一項の源泉徴収義務者等又は第二項の対価の支払者に届出書等提出者等確認書類（官公署から発行され、又は発給された書類その他これらに類するもの（当該源泉徴収義務者等又は当該対価の支払者に提示する日前六月以内に作成されたものに限る。）で、当該届出書等提出者又は当該非居住者若しくは外国法人の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地の記載のあるものをいう。ハにおいて同じ。）を提示し、当該届出書等記載事項を記録した電磁的記録に記録されている当該届出書等提出者又は当該非居住者若しくは外国法人の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地が当該届出書等提出者等確認書類に記載がされた氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地と同一であることについて当該源泉徴収義務者等又は当該対価の支払者の確認を受けること。

四　電子署名　電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。

五　電子証明書　電子署名を行つた者を確認するために用いられる事項が当該者に係るものであることを証明するために作成された電磁的記録をいう。

第十六条の二第五項第二号並びに第十六条の四第二項第一号ヘ及び第二号ロ中「の押印」を削る。

第十六条の八第一項第三号イ中「（平成十三年法律第七十五号）」を削る。

第十六条の十二第七項中「（平成十五年財務省令第七十一号）第四条」を「第四条第一項から第三項まで及び第七項から第九項まで」に改める。

第十六条の十三第一項中「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。次項第一号ロにおいて同じ。）」を削る。

第十七条第三項中「、第十一条」の下に「、第十二条の二」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第十六条の十二第七項の改正規定及び第十七条第三項の改正規定は、令和四年一月一日から施行する。

（所得税の軽減又は免除を受ける者の届出書等の提出等の特例に関する経過措置）

2　改正後の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第十四条の二の規定は、令和三年四月一日以後に行う同条第九項第二号に規定する電磁的方法による同条第一項に規定する届出書等記載事項の提供について適用する。

○総務省令第一号
農林水産省令第一号
国土交通省令第一号

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）第四十二条及び過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法施行令（令和三年政令第百三十七号）第六条第二項の規定に基づき、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法施行規則を次のように定める。

令和三年三月三十一日

総務大臣　武田　良太
農林水産大臣　野上浩太郎
国土交通大臣　赤羽　一嘉

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法施行規則

（通常の国の交付金の額に加算する額の算定）

第一条　過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法施行令（次条第二号及び附則第二項において「令」という。）第六条第二項の規定により加算する額は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（以下「法」という。）第十二条第二項の事業に要する経費に対する通常の国の交付金の額に、当該事業につき法別表に掲げる割合を当該事業に要する経費に対する通常の国の負担又は補助の割合に相当するもので除して得た数から一を控除して得た数を乗じて算定するものとする。